

みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)

(令和2年度版)



令和3年〇月

三重県

目 次

はじめに

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

- (1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策
 - ア 乳幼児期…………… 2
 - イ 学齢期…………… 8
 - ウ 青・壮年期…………… 14
 - エ 高齢期…………… 18
- (2) 障がい児（者）への対策…………… 20
- (3) 医科歯科連携による疾病対策…………… 23
- (4) 在宅歯科保健医療における対策…………… 27
- (5) 災害時における歯科保健医療対策…………… 32
- (6) 中山間地域等における歯科保健医療対策…………… 35

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

- (1) 推進体制と進行管理…………… 36
- (2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等…………… 38
- (3) 関係機関・団体等との連携…………… 42

参考資料

- みえ歯と口腔の健康づくり条例…………… 46
- 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画…………… 51
 - 1 概要…………… 51
 - 2 評価指標と目標値の達成状況…………… 52

はじめに

この「年次報告書」は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、県が実施した施策などの状況について取りまとめたものです。

県の歯科口腔保健の推進に関する施策を効果的に推進していくため、年度ごとの施策の実施状況についてとりまとめ、議会に報告するとともに、県民、関係機関・団体、事業者などに公表することによって、県の歯科口腔保健の状況を明らかにし、施策への理解と協力を求めることとしています。

みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成24年3月27日 三重県条例第42号）

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「はちまるにいまる八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

（基本計画）

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	87.6%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定 こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	173か所	180か所	○

《 現状と課題 》

むし歯のない1歳6か月児の割合は、全国平均より良好な状況です。また、むし歯のない3歳児の割合は全国平均より低くなっていますが、改善傾向にあります。

むし歯の予防には、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加えて、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用することが重要です。

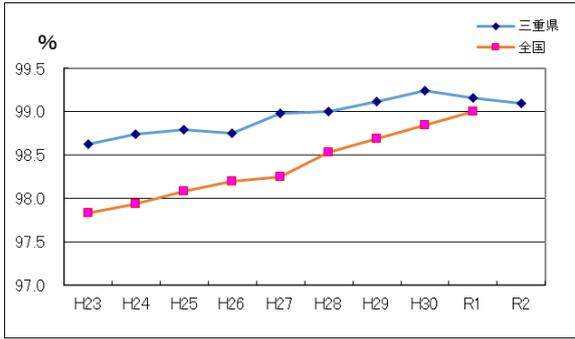
幼稚園、認定こども園、保育所におけるフッ化物洗口は、22市町、155施設で実施されています。永久歯に生え変わる4歳頃から14歳頃までの間におけるむし歯予防として、フッ化物洗口を継続的に実施することが重要です。

摂食嚥下などの口腔機能の獲得のためには、子どもの発達段階に適した食形態の提供に加え、よく噛むことを促進するなど、口腔機能の発達段階に応じた支援が必要です。

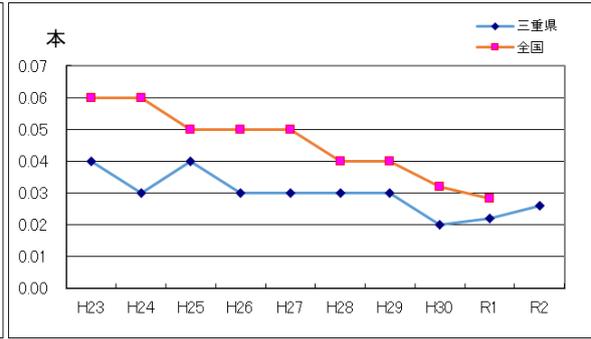
生涯を通じて歯と口腔の健康を保持増進するためには、乳幼児期から規則正しい生活習慣を送ることや食後の歯みがき習慣等に生涯にわたり取り組むことが重要です。

児童虐待を受けている可能性のある子どもは、未処置歯が多い傾向があります。歯科医療関係者は、未処置歯が多い子どもがいた場合、市町や幼稚園、認定こども園、保育所等の関係者との情報共有を図り、いつもの様子と異なる点がないかなど子どもの些細な変化を見逃さないことが必要です。

1歳6か月児むし歯のない者の割合の推移



1歳6か月児一人平均むし歯数の推移



		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
むし歯のない者の割合 (%)	全国	97.83	97.94	98.09	98.20	98.25	98.53	98.69	98.85	99.01	-
	三重県	98.63	98.74	98.79	98.75	98.98	99.00	99.12	99.24	99.16	99.10
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一人平均むし歯数 (本)	全国	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	-
	三重県	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03

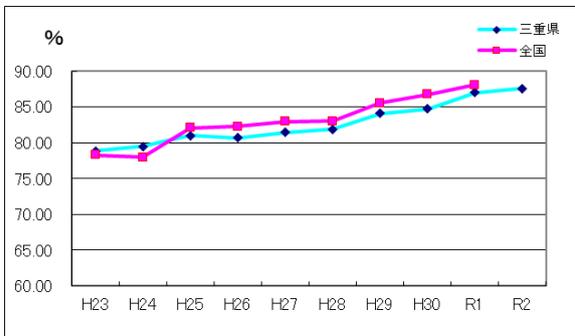
※表中の「-」は、国未公表

出典 全国：平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」

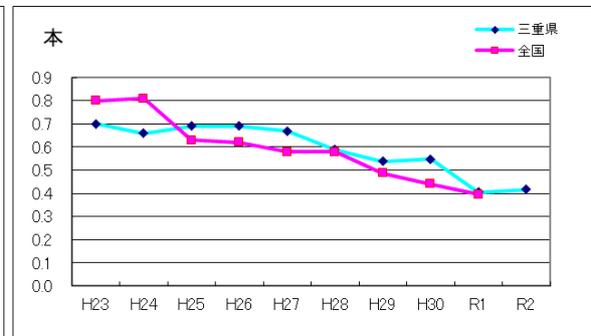
全国：平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

三重県：母子保健報告

3歳児むし歯のない者の割合の推移



3歳児一人平均むし歯数の推移



		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
むし歯のない者の割合 (%)	全国	78.29	78.00	82.10	82.30	83.00	83.04	85.57	86.76	88.10	-
	三重県	78.90	79.50	81.04	80.70	81.44	81.90	84.09	84.75	87.00	87.57
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一人平均むし歯数 (本)	全国	0.80	0.81	0.63	0.62	0.58	0.58	0.49	0.44	0.40	-
	三重県	0.70	0.66	0.69	0.69	0.67	0.59	0.54	0.55	0.41	0.42

※表中の「-」は、国未公表

出典 全国：平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」

全国：平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

三重県：母子保健報告

フッ化物洗口実施施設状況

市町名	実施人数 (人)	実施施設数(施設)				総実施 施設数 (施設)	実施施設率(%)				総実施 施設率 (%)
		幼稚園	認定こども園	保育園	小学校		幼稚園	認定こども園	保育園	小学校	
桑名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなべ市	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
木曽岬町	25	—	1	—	0	1	—	100	—	0	50.0
東員町	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
四日市市	30	2	0	0	0	2	8.0	0	0	0	1.7
菰野町	390	5	1	2	0	8	100	100	100	0	61.5
朝日町	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
川越町	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
鈴鹿市	200	0	1	4	0	5	0	20.0	10.8	0	5.7
亀山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津市	340	1	5	4	0	10	3.4	25.0	9.5	0.0	7.1
松阪市	2,875	17	1	24	18	60	85.0	33.3	75.0	50.0	65.9
多気町	224	—	1	5	0	6	—	100	100	0	54.5
明和町	395	1	3	2	0	6	100	100	100	0	50.0
大台町	104	—	1	3	0	4	—	100	100	0	50.0
伊勢市	119	1	0	3	0	4	14.3	0	11.1	0	6.2
鳥羽市	101	1	—	7	0	8	100	—	100	0	50.0
志摩市	514	6	—	8	0	14	100	—	100	0	66.7
玉城町	280	—	1	3	0	4	—	100	100	0	50.0
南伊勢町	96	—	—	4	0	4	—	—	100	0	57.1
大紀町	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
度会町	110	—	—	3	0	3	—	—	100	0	75.0
伊賀市	130	0	0	6	0	6	0	0	20.0	0	11.3
名張市	27	0	0	2	0	2	0	0	10.5	0	4.8
尾鷲市	152	0	—	6	0	6	0	—	100	0	50.0
紀北町	64	1	—	5	0	6	100	—	71.4	0	35.3
熊野市	172	0	1	5	0	6	0	100	100	0	40.0
御浜町	90	—	2	—	0	2	—	100	—	0	33.3
紀宝町	185	1	—	5	0	6	100	—	100	0	54.5
三重県	6,623 人	36施設	18施設	101施設	18施設	173施設	24.66%	27.69%	28.06%	5.11%	18.74%

令和3年3月末時点

※表中の「—」は、対象施設なし

フッ化物洗口実施状況年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54	66	91	101	107	121	129	142	159	178	173
実施人数(人)	55	135	229	913	1,461	1,568	1,727	1,906	2,260	3,349	3,888	4,296	4,330	4,752	5,205	5,738	6,743	6,623

出典：三重県健康推進課調査

《 令和2年度の取組 》

1 妊婦への歯科保健啓発リーフレット「母と子の歯っぴいライフ」の配布

- 対 象 者 妊婦
- 配布方法 ・母子健康手帳交付時に配付（全市町）
 ・県歯科衛生士会が実施するマタニティ教室での活用 等
- 内 容 ・産前産後の母子の歯科保健
 ・妊婦歯科健診の受診勧奨

2 妊婦歯科健診啓発リーフレット「妊婦歯科健診を受けましょう」の配布

- 配 付 先 産婦人科医会会員医療機関、妊婦
- 配付部数 3,880部

3 1歳6か月児・3歳児歯科健診早見表の作成

- 内 容 1歳6か月児・3歳児歯科健診の診査方法、判定基準について
- 活用方法 ホームページ掲載
 歯科医療機関、市町担当課に周知し市町乳幼児歯科健診実施時に活用

4 乳幼児歯科保健指導

実施施設 3か所

支部	実施日	場所（所在地）	対象者数	方法
尾鷲・南紀	6月5日(金)	御浜町福祉健康センター「こどもの広場」	10組	集団指導
	6月24日(水)	御浜町子育て支援センター「おひさま」	10組	
	1月13日(水)	御浜町福祉健康センター「ありんこ広場」	6組	

支部の整理：県歯科衛生士会に準ずる

5 フッ化物洗口推進事業

(1) モデル地区フッ化物洗口推進会議

〈松阪地区〉地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

第1回

- 開 催 日 令和2年9月28日（月）
- 場 所 松阪歯科センター
- 内 容 ・松阪市小学校フッ化物洗口事業の実施について
 （感染症対策、新規実施校における職員研修、新規および継続校における保護者説明会、令和2年度スケジュール）

参加人数 9名（松阪地区歯科医師会、行政（松阪市））

第2回

開催日 令和2年10月1日(木)
場所 松阪歯科センター
内容 ・松阪市小学校・幼稚園・保育所フッ化物洗口事業について
(教育委員会(小学校)との打ち合わせ事項の確認、継続園の対応、
新規実施園の職員研修会・保護者説明会への対応)
・フッ化物洗口マニュアル作成について
参加人数 10名(松阪地区歯科医師会、行政(松阪市))

〈伊勢地区〉地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

開催日 令和2年10月15日(木)
場所 玉城町立田丸小学校
内容 ・フッ化物洗口推進事業について
参加人数 10名(伊勢地区歯科医師会、県歯科医師会、県行政)

(2) モデル施設でのフッ化物洗口の実施

フォローアップ指導(フッ化物洗口は未実施)

開催日 令和2年10月15日(木)
場所 玉城町立田丸小学校
出席者 県歯科医師会、伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部、
行政(玉城町教育委員会)、町内小学校教諭、県行政
内容 ・学校別事業打合せ(保健指導・事前指導の日程調整、実施方法等)
・フッ化物洗口の実施手順、洗口剤の管理、実施に当たっての注意事項等

(3) モデル施設へのフッ化物製剤の提供

時期 令和2年4月(令和2年度実施分)
施設数 平成29年度・平成30年度・令和元年度モデル施設 44か所

(4) フッ化物洗口継続状況調査

時期 令和3年3月
対象 過去にフッ化物洗口推進事業を活用した施設 111か所
内容 令和2年度の実施人数、令和3年度の実施予定人数等

6 フッ化物洗口リーフレット「園から始めようフッ化物洗口」の配布

配付先 市町、幼稚園、認定こども園、保育所等
配付部数 500部

7 「むし歯予防のためのフッ化物応用マニュアル」の改訂・配布

配付先 保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町等教育委員会、市町、

歯科医療機関等
配付部数 2,100部

8 児童相談所一時保護所入所者への歯科健診、歯科保健指導の実施

開催日 北勢児童相談所 年間9回／毎月第3木曜日（6月～10月、12月～翌年3月）
中勢児童相談所 年間10回／毎月第3木曜日（6月～翌年3月）
場所 北勢児童相談所・中勢児童相談所
対象者 北勢児童相談所・中勢児童相談所一時保護所の入所児
内容 ・口腔内診査
・歯科保健指導

《 成果 》

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

子育て支援センター等3か所において、子どもの年齢に応じた歯科保健指導を市町と連携して実施し、歯と口腔の健康づくりや口腔機能の獲得に関する知識の普及を図りました。

児童相談所一時保護所2か所において、口腔内審査及び歯科保健指導を実施し、未処置歯がある子どもを歯科受診につなげるとともに、歯みがきの習慣づけを図りました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、産婦人科クリニック等における妊婦への歯科保健指導を中止したほか、幼稚園・認定こども園・保育所等を対象としたフッ化物洗口モデル施設の公募やむし歯予防研修会の実施を見合わせました。

《 今後の方向性 》

妊婦や生まれてくる子どもの歯科保健を推進するため、妊婦への歯科保健の啓発を行います。

フッ化物に関する知識を普及させ、年齢に応じたフッ化物の利用を促進するため、フッ化物に関する正しい知識や具体的な利用方法に関するオンライン研修を行います。

子どもの歯と口腔の発育や口腔機能の獲得のため、乳幼児の保護者を対象に歯科保健指導を実施します。

児童相談所一時保護所に入所している子ども達の健全な歯と口腔の発育のため、口腔内診査および歯科保健指導を実施します。

イ 学齢期

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
3	12歳児でむし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	67.6%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	25市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.6%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	4.3%	4.4%	◎
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	4.3%	4.5%	◎
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	22.8%	23.0%	◎
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	—	80.0%	—
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	—	32.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口に外傷を受けた子どもの人数	187人 (平成28年度)	161人	177人	◎

*要保護児童スクリーニング指数 (MIES:Maltreatment index for Elementary Schoolchildren) は、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせ、潜在する被虐待児童を早期に把握し、学校関係者とともに見守りをするを目的に、県が県歯科医師会と愛知学院大学とともに開発したものです。

《 現状と課題 》

むし歯のない 12 歳児の割合は、全国平均より低くなっていますが、改善傾向にあります。

むし歯の予防には、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加えて、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用することが重要です。

フッ化物洗口は、4 歳から 14 歳までの期間に継続的に実施することが、永久歯のむし歯予防に大きな効果をもたらすことが示されています。令和 2 年度にフッ化物洗口を実施した小学校は、松阪市の 18 校です。なお、新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、フッ化物洗口の実施を見合わせた市町もありました。

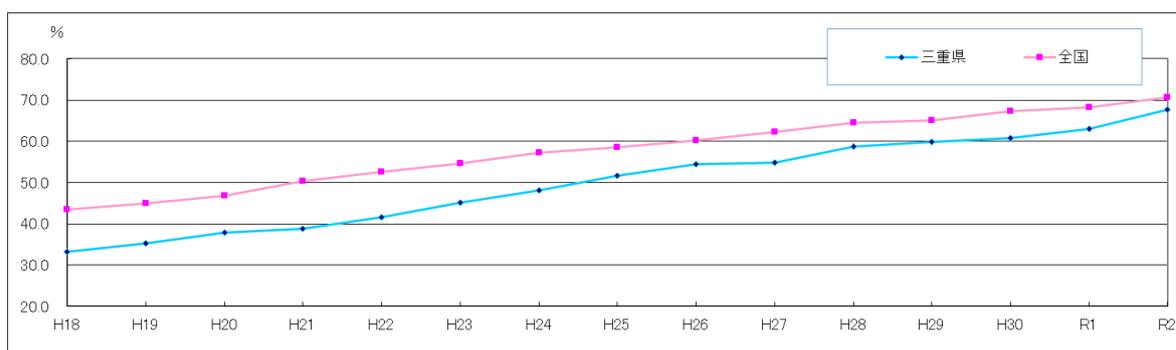
幼稚園、認定こども園、保育所において実施が広がっているフッ化物洗口の取組が、今後は小学校においても広がるよう、小学校での実施に向けた支援が必要です。

歯肉炎のある児童生徒の割合は、小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるに伴い増加傾向にあります。歯肉炎予防には、口腔内細菌の除去が重要であるため、正しい歯みがきの励行や規則正しい生活習慣を身につけることが望まれます。

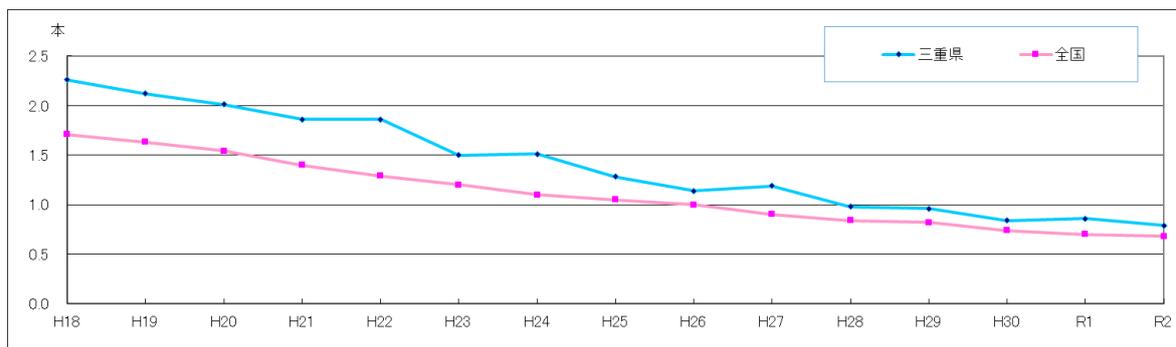
17 歳で未処置歯を有する生徒の割合は 22.8%です。高等学校卒業後は、歯科健診を受ける機会が減少することから、学齢期のうちに適切な治療を受ける習慣の確立を図る必要があります。

児童虐待を受けている可能性のある子どもは、未処置歯が多い傾向があることから、学校歯科健康診断や歯科治療において未処置歯が多い子どもがいた場合、歯科医療関係者は、学校や市町との情報共有を図り、いつもの様子と異なる点がないかなど子どもの些細な変化を見逃さないことが必要です。

12 歳児むし歯のない者の割合の推移



12 歳児一人平均むし歯数の推移



		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
むし歯のない者の割合 (%)	全国	43.5	45.0	46.8	50.3	52.5	54.6	57.2	58.5	60.3	62.2	64.5	65.1	67.3	68.2	70.6
	三重県	33.3	35.3	37.9	38.8	41.6	45.1	48.1	51.6	54.5	54.9	58.8	59.9	60.9	62.9	67.6
一人平均むし歯数 (本)	全国	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20	1.10	1.05	1.00	0.90	0.84	0.82	0.74	0.70	0.68
	三重県	2.26	2.12	2.01	1.86	1.86	1.50	1.51	1.28	1.14	1.19	0.98	0.96	0.84	0.86	0.79

出典 全 国：文部科学省「学校保健統計調査」

三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」

《 令和2年度の取組 》

1 歯科保健出前研修

〈四日市歯科医師会〉地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

開催日 令和2年10月10日（土）
場 所 四日市歯科医師会
内 容 「健康診断基準と注意事項」
三重県歯科医師会理事 伊東 学 氏
参加者 35名（当日参加 歯科医師）、WEB参加（HP閲覧）

2 学校歯科医研修会DVD作成

開催日 令和2年10月29日（木）
令和2年11月5日（木）
内 容 健康診断基準と注意事項、学校等における児童虐待への対応
三重県歯科医師会常務理事 福森 哲也 氏、理事 伊東 学 氏
配布先 郡市歯科医師会
活用方法 コロナ禍における学校歯科医研修会に活用

3 6歳臼歯保護育成教育ツール「6さいきゅう歯観察カード」の配付

対象者 小学校1年生 約16,000名
配付先 県内の小学校・特別支援学校
内 容 ・6歳臼歯の重要性
・6歳臼歯のみがき方

4 喫煙予防リーフレット「喫煙と口腔の健康について」の配付

対象者 高等学校1年生 約17,150名
配付先 県内全高等学校
内 容 ・喫煙が歯と口腔の健康や全身の健康に及ぼす影響
・受動喫煙

5 フッ化物洗口推進事業（再掲）

（1）モデル地区フッ化物洗口推進会議

〈松阪地区〉地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

第1回

開催日 令和2年9月28日（月）
場 所 松阪歯科センター
内 容 ・松阪市小学校フッ化物洗口事業の実施について
（感染症対策、新規実施校における職員研修、新規および継続校における保護者説明会、令和2年度スケジュール）

参加人数 9名（松阪地区歯科医師会、行政（松阪市））

第2回

開催日 令和2年10月1日（木）

場所 松阪歯科センター

内容 ・松阪市小学校・幼稚園・保育所フッ化物洗口事業について
（教育委員会（小学校）との打ち合わせ事項の確認、継続園の対応、
新規実施園の職員研修会・保護者説明会への対応）
・フッ化物洗口マニュアル作成について

参加人数 10名（松阪地区歯科医師会、行政（松阪市））

〈伊勢地区〉地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

開催日 令和2年10月15日（木）

場所 玉城町立田丸小学校

内容 ・フッ化物洗口推進事業について

参加人数 10名（伊勢地区歯科医師会、県歯科医師会、県行政）

(2) モデル施設でのフッ化物洗口の実施

フォローアップ指導（フッ化物洗口は未実施）

開催日 令和2年10月15日（木）

場所 玉城町立田丸小学校

出席者 県歯科医師会、伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部、
行政（玉城町教育委員会）、町内小学校教諭、県行政

内容 ・学校別事業打合せ（保健指導・事前指導の日程調整、実施方法等）
・フッ化物洗口の実施手順、洗口剤の管理、実施に当たっての注意事項等

(3) モデル施設へのフッ化物製剤の提供

時期 令和2年4月（令和2年度実施分）

施設数 平成29年度・平成30年度・令和元年度モデル施設 44か所

(4) フッ化物洗口継続状況調査

時期 令和3年3月

対象 過去にフッ化物洗口推進事業を活用した施設 111か所

内容 令和2年度の実施人数、令和3年度の実施予定人数等

6 「むし歯予防のためのフッ化物応用マニュアル」の改訂・配付（再掲）

配付先 保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町等教育委員会、市町、
歯科医療機関等

配付部数 2,100部

- 7 歯科保健指導用パワーポイント（小学校用）
- 内 容 むし歯編、歯肉炎編、食育編、歯と口のけが編、フッ化物編、
フッ化物を用いたむし歯予防～フッ化物洗口～編（保護者説明用）
- 活用方法 ホームページ掲載
会員歯科診療所に周知し学校等における歯科保健指導に活用
- 8 児童相談所一時保護所入所者への歯科健診、歯科保健指導の実施（再掲）
- 開 催 日 北勢児童相談所 年間9回／毎月第3木曜日（6月～10月、12月～
翌年3月）
中勢児童相談所 年間10回／毎月第3木曜日（6月～翌年3月）
- 場 所 北勢児童相談所・中勢児童相談所
- 対 象 者 北勢児童相談所・中勢児童相談所一時保護所の入所児
- 内 容 ・口腔内診査
・歯科保健指導
- 9 歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援の手引きに関する打合せ会
- 開 催 日 令和3年3月4日（木）
- 場 所 三重県歯科医師会館
- 出 席 者 5名（県健康推進課、県歯科医師会役員）
- 内 容 「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための児童虐待防止マニュアル」
の作成について

《 成 果 》

県内の小学校1年生を対象に6歳臼歯保護育成教育ツールを配布し、永久歯の奥歯（6歳臼歯）の役割や永久歯の奥歯をむし歯から守る重要性について啓発しました。

県内高等学校1年生に喫煙防止リーフレットを配布し、口腔と喫煙の関係やたばこを吸わないことの重要性について啓発しました。

幼稚園、認定こども園、保育所において実施が広がっているフッ化物洗口の取組が、小学校でも広がるよう、県教育委員会と連携し、会議においてフッ化物洗口の取組について説明を行うなど、関係者の理解を求めました。

児童相談所一時保護所2か所において、口腔内診査、歯科保健指導を実施し、未処置歯がある子どもを歯科受診につなげるとともに、入所している子ども達の歯と口腔の健康づくりの意識の向上を図りました。

《 今後の方向性 》

年齢に応じた歯科保健の知識を身につけ、児童生徒が自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、歯科保健の教材やリーフレットを配布します。

フッ化物に関する知識を普及させ、年齢に応じたフッ化物の利用を促進するため、正しい知識や具体的な利用方法に関するオンライン研修を行います。

また、市町におけるフッ化物洗口によるむし歯予防の取組を促進するため、関係機関・団体等と連携し、実施を検討している市町へ専門的助言や技術的支援を行います。

児童相談所一時保護所に入所している子ども達の健全な歯と口腔の発育のため、口腔内診査および歯科保健指導を実施します。

ウ 青・壮年期

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	—
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	22市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	—
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	—
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	—
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	—
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	—
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	—
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	—	90.0%	—
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	25社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	28市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	4市町	23市町	×
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	—	65.0%	—
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	—	54.0%	—
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	—	57.3%	—
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	—	86.7%	—
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	—	75.0%	—
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	153機関	155機関	○
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	457人	500人	○

《 現状と課題 》

生涯を通じて歯と口腔の健康を保持増進するためには、青・壮年期においても規則正しい生活習慣を送ることや、食後の歯みがき習慣等による歯と口腔の健康づくりに継続的に取り組むことが重要です。特に、歯周病の予防および歯の喪失防止のためには、むし歯や歯周病治療のための歯科受診だけでなく、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣を持つことが重要です。

妊婦歯科健康診査は、22 市町において実施されています。妊娠中は体調や生活習慣等の変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなることから、市町における妊婦歯科健康診査や妊婦歯科保健指導の充実が望まれます。

歯周病検診は、歯を喪失する原因の一つである歯周病の早期発見・早期治療につながり、症化を防ぐための重要な取組であり、28 市町において実施されています。

糖尿病と歯周病は相互に関係し、重症化の要因となることから、糖尿病と歯周病の関係について知識の普及を図ることが必要です。

《 令和 2 年度の取組 》

1 妊婦への歯科保健啓発リーフレット「母と子の歯っぴいライフ」の配布（再掲）

対 象 者 妊婦

配布方法 ・母子健康手帳交付時に配付（全市町）
 ・県歯科衛生士会が実施するマタニティ教室での活用 等

内 容 ・産前産後の母子の歯科保健
 ・妊婦歯科健診の受診勧奨

2 妊婦歯科健診啓発リーフレット「妊婦歯科健診を受けましょう」の配布（再掲）

配 付 先 産婦人科医会会員医療機関、妊婦

配付部数 3,880 部

3 成人への歯科健診・講話

開 催 日 令和 2 年 11 月 5 日（木）

場 所 三重県警察学校

内 容 ・歯科健診
 ・講演「歯と健康について」 県歯科医師会理事 山本 英志 氏

対象者数 38 名（新採用警察職員）

4 成人への歯科保健指導（7 回）

支部	実施日	場所（所在地）	対象者数	方法
桑員	10 月 18 日（日）	寺町商店街（桑名市）	21 名	個別歯科相談
	11 月 15 日（日）		13 名	
	12 月 20 日（日）		8 名	
尾鷲 ・南紀	10 月 25 日（日）	熊野市記念通り商店街 いこらい市	24 名	個別歯科相談
	11 月 22 日（日）		32 名	
	12 月 27 日（日）		24 名	
	3 月 28 日（日）		33 名	

支部の整理：県歯科衛生士会に準ずる

5 糖尿病と歯周病の関連調査

対象者	1,056名（うち、歯科健診982名、問診のみ74名） （健康保険組合連合会三重連合会所属の健康保険組合の被保険者・被扶養者のうち、特定健診より抽出した糖尿病、糖尿病予備群及び糖尿病要注意群の者で、過去2年間の本調査期間内に歯科健診を受けた者）
内容	歯周病治療による糖尿病（HbA1c値、空腹時血糖値）の改善評価 ・来院型歯科健診、歯科保健指導 （問診票による糖尿病、歯周病、生活習慣に関すること等の聴取） （歯科健診票による歯、歯肉の状態、口腔衛生状況等の診査） ・歯科健診受診勧奨、歯科保健リーフレットの配付 ※自己負担なし
期間	平成30年度～令和2年度（令和元年・令和2年度は追跡調査） ※受診期間は、9月1日～12月20日
受診者数	615名（うち、歯科健診556名[受診率56.6%]、問診のみ59名[受診率79.7%]）

6 みえ8020運動推進員登録システム運営

対象	県内に在住する地域歯科保健活動に参加意志のある歯科衛生士
内容	・みえ8020運動推進員の登録 ・みえ8020運動推進員の養成 ・みえ8020運動推進員の活用

《 成 果 》

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、産婦人科クリニック等における妊婦への歯科保健指導は中止しましたが、代わりに、啓発リーフレットや口腔衛生用品を配布しました。

成人を対象とした歯科健診や歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや、かかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

歯周病治療によるHbA1c値および空腹時血糖値の改善効果について検証するため、糖尿病患者、糖尿病予備群および糖尿病要注意群と診断された者を対象に、歯科健診および歯科保健指導を実施しました。

《 今後の方向性 》

妊娠中や生まれてくる子どもの歯科保健を推進するため、妊婦への啓発を行います。また、妊婦歯科健康診査や妊婦歯科保健指導を実施する市町が増加するよう、会議等の場を通じて市町へ働きかけを行います。

歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上し、歯周病の予防および歯の喪失防止につながるよう、成人への歯科保健の啓発や歯科保健指導を実施します。

エ 高齢期

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	—
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	—	70.0%	—
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	16市町	29市町	×

《 現状と課題 》

生涯を通じて口腔機能を保持増進するためには、早期から介護予防を目的とした口腔機能訓練に取り組むことが必要です。そのためには、口腔機能の低下を早期に発見し、改善に向けた取組が開始できるよう、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣を持つことが重要です。

介護が必要な高齢者の口腔機能の向上は、低栄養の予防や誤嚥性肺炎など全身状態の改善につながることから、口腔機能訓練等を含む口腔ケアを日常的に行うことが重要です。

《 令和2年度の取組 》

- 伊賀歯科医師会令和2年度高齢者在宅訪問歯科健康診査事業における講習会
 - 開催日 令和2年9月24日(木)(歯科医師対象)
令和2年10月22日(木)(歯科衛生士対象)
 - 場所 名張シティホテル
 - 内容 要介護者に対する訪問歯科健診、保健指導、口腔ケア等の事業開始に伴う講習
(歯科医師対象) 三重県歯科医師会 理事 伊藤 法彦 氏
(歯科衛生士対象) 三重県歯科医師会 常務理事 福森 哲也 氏
 - 参加者数 3名(歯科医師)、24名(歯科衛生士)
- 口腔ケアの普及啓発に関する研修会(3回) 支部の整理: 県歯科衛生士会に準ずる
 - 〈津支部〉
 - 開催日 令和3年1月21日(木)
 - 場所 特別養護老人ホーム 慈宗院
 - 内容 口腔ケア研修会～基本と義歯～
 - 参加人数 15名(介護支援専門員、看護師)
 - 〈松阪支部〉
 - 開催日 令和2年8月28日(金)
 - 場所 有限会社こころ デイサービスきずな

内 容 職員研修会～口腔ケアの必要性・基本の知識～
 参加人数 11名（施設職員、看護師等）

〈尾鷲南紀支部〉

開 催 日 令和2年7月14日（火）
 場 所 尾鷲市福祉保健センター4階 多目的ホール
 内 容 歯科衛生士による居宅療養管理指導について
 参加人数 23名（介護支援専門員）

3 成人への歯科保健指導〈歯科衛生士会〉（7回）（再掲）

支部	実施日	場所（所在地）	対象者数	方法
桑員	10月18日（日）	寺町商店街（桑名市）	21名	個別歯科相談
	11月15日（日）		13名	
	12月20日（日）		8名	
尾鷲 ・南紀	10月25日（日）	熊野市記念通り商店街	24名	個別歯科相談
	11月22日（日）		32名	
	12月27日（日）	いこらい市	24名	
	3月28日（日）		33名	

支部の整理：県歯科衛生士会に準ずる

《 成 果 》

高齢者等を対象とした歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや口腔機能の維持向上、かかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

介護関係者を対象に、介護が必要な高齢者等の口腔ケアに係る研修を実施し、介護施設等における日常的な口腔ケアに関する知識の普及を図りました。

新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、高齢者施設における利用者への口腔ケアおよび歯科保健指導を中止しました。

《 今後の方向性 》

口腔機能の低下がみられる高齢者への歯科治療や口腔ケアが安全かつ効果的に行われるよう、歯科医師や歯科衛生士等を対象とした研修を実施します。

継続的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上し、歯科疾患予防や口腔機能の維持向上につながるよう、高齢者等への歯科保健の啓発や歯科保健指導を実施します。

(2) 障がい児(者)への対策

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	9.0%	6.8%	×
36	研修等に参加しているみえ歯一トネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	77人	90人	○

《 現状と課題 》

歯周病予防には、正しい歯みがきの励行による口腔内細菌の除去が重要です。また、歯周病の重症化を防ぐには早期発見・早期治療が必要であることから、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣を持つことが重要です。

一般の歯科医療機関では受け入れが困難な障がい児(者)への歯科診療については、県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児(者)歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」を運営し、障がい児(者)の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて年間90日間の歯科診療を行っています。

障がいに対する歯科医療関係者の理解が深まり、障がい児(者)の歯科受診時の受入体制の充実が望まれます。

《 令和2年度の取組 》

1 「みえ歯一トネット」運営協議会

開催日 令和2年5月21日(木)

場所 三重県歯科医師会館

内容
 ・令和元年度事業報告について
 ・令和2年度事業計画について
 ・みえ歯一トネットの今後の運用について

出席者 15名(障がい者支援団体、県歯科医師会、県歯科衛生士会、県行政)

2 みえ歯一トネット事業 地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

協力歯科医院 104か所(桑員11、四日市20、鈴鹿7、亀山1、津19、松阪地区11、伊勢地区13、鳥羽志摩4、尾鷲2、南紀6、伊賀10)

3 みえ歯一トネット協力歯科医院名簿およびみえ歯一トネット案内チラシの配布

配付先 市町、障がい者福祉施設、難病支援センター、幼稚園・認定こども園・保育所、学校、歯科医院

配付部数 名簿：3,200部、チラシ：6,600部

4 障害者歯科センター診療

施設 県歯科医師会障害者歯科センター
対象者 一般歯科診療所での受診が困難な障がい児・者
診療日数 年間 90 日（水曜日、木曜日、日曜日）
患者数 延べ 1,379 名

5 三重県歯科医師会障害者歯科センタースタッフミーティング

開催日 第1回 令和2年4月9日（木）
第2回 令和2年4月30日（木）
第3回 令和2年10月7日（水）
内容 ・障害者歯科センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策について
・（ヒヤリハット報告）「患者取り違え」事例に対する予防策について
・日常の診療に関する課題等について 等
参加者 第1回 10名（歯科医師3名、歯科衛生士5名、受付1名）
第2回 8名（歯科医師2名、歯科衛生士6名）
第3回 8名（歯科衛生士7名、受付1名）

6 三重県歯科医師会障害者歯科センタースタッフ研修

開催日 第1回 令和2年11月5日（木）
第2回 令和2年11月12日（木）
第3回 令和3年1月28日（水）
内容 ・院内感染対策
・診療用放射線の安全利用
参加者 各回 14名（診療担当歯科医師、歯科衛生士、受付）

7 障害者歯科センター推進連絡協議会

開催日 令和3年3月18日（木）
場所 三重県歯科医師会館
内容 三重県障害者歯科センター運営について
・実績報告
・ヒヤリハット報告
・支援が必要な家庭への対応について 等
出席者 7名（県歯科医師会、三重大学附属病院口腔外科、県行政等）

《 成 果 》

市町、障がい者福祉施設、難病支援センター、幼稚園、認定こども園、保育所、学校等へ「みえ歯ートネット協力歯科医院」の名簿および案内チラシを配布し、「みえ歯ートネット」を活用した地域での歯科受診の方法について周知を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底したうえで、三重県障害者歯科センターにおいて、延べ1,379名の歯科診療を実施し、障がい児（者）への安心安全な歯科医療サービスを提供しました。

新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、障がい児（者）施設における歯科保健指導や障がい児（者）の歯科医療に関する研修を中止しました。

《 今後の方向性 》

みえ歯ートネットを活用した地域での歯科受診につながるよう、「みえ歯ートネット」の運営を行います。

障がいに対する理解が深まり、歯科受診時の受入体制が充実するとともに、障がい児（者）への歯科治療が安全に行われるよう歯科医師、歯科衛生士等を対象としたオンライン研修を実施します。

三重県障害者歯科センターにおいて、一般の歯科医療機関では受け入れが困難な障がい児（者）への歯科診療を行います。

(3) 医科歯科連携による疾病対策

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
37	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	280人	318人	○
38	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	155人	193人	○

《 現状と課題 》

がんの治療に際して起こる副作用・合併症の予防や軽減を図り、治療効果の向上やがん患者における療養生活の質の向上をめざすことを目的に、「がん患者医科歯科連携協定」に基づき、県内のがん診療連携拠点病院等と地域の歯科医療機関との連携を図っています。

糖尿病と歯周病は相互に関係し、重症化の要因となることから、糖尿病と歯周病の相互関係について知識の普及を図るとともに、糖尿病治療を実施する医療機関と、糖尿病患者の歯周治療を実施する歯科医療機関との連携が必要です。

疾患のある患者や薬を服用している患者の歯科治療が安全に行われるよう、医師と歯科医師が連携し、患者の病態や服用している薬剤の正確な情報の共有を図っています。

《 令和2年度の取組 》

1 医科歯科連携推進会議の開催

(1) 三重県がん診療連携協議会医科歯科連携推進部会

開催日 令和3年1月21日(日)

場所 WEB開催

- 内容
- ・地域口腔ケアステーションの現状と課題について
 - ・歯科医師のいる病院の現状(三重大学医学部附属病院口腔ケアセンターの最近の活動報告)について
 - ・三重県における医科歯科連携の施策について
 - ・今後の部会及び研修会の運営について

出席者 28名(三重県がん診療連携協議会参画病院の医師・歯科医師、
県歯科医師会、県行政)

(2) 医科歯科連携事業検討会

開催日 令和2年10月27日(火)

場所 三重大学医学部附属病院

- 内容
- ・三重県医科歯科連携推進人材養成事業医科歯科連携推進人材養成研修会について
 - ・医科歯科連携部会について

出席者 9名（三重大がんセンター長、三重大学医学部附属病院歯科口腔外科教授、伊勢日赤口腔外科部長、県歯科医師会役員、県行政）

2 医療連携研修会の開催

全国共通がん医科歯科連携講習会（第二版）

開催日 令和2年12月20日（日）

場所 三重県歯科医師会館

内容

- ・がん治療総論
- ・がん手術と口腔健康管理
- ・がん薬物療法を受ける患者の口腔健康管理
- ・頭頸部放射線療法、化学放射線療法の患者への口腔健康管理
- ・薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の予防と治療
- ・がん医療における緩和ケアと口腔健康管理
- ・口腔がんについて

参加人数 31名（歯科医師、歯科衛生士）

3 がん診療医科歯科連携登録歯科医療機関の公開

（情報更新・データ管理・ホームページ掲載）

内容 がん患者医科歯科連携登録歯科医院マップ

がん連携登録歯科医数 280名

連携Ⅰ（手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア） 280名

連携Ⅱ（手術後がん化学療法等を受けている患者を対象とした歯科治療と口腔ケア） 256名

連携Ⅲ（終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケア） 155名

4 医科歯科連携推進人材養成研修会

第1回

開催日 令和2年10月8日（木）

形式 オンライン型

内容 「在宅でできる口腔ケア 美味しく食べるために・・・」

三重大学医学部附属病院 歯科口腔外科 助教 永田 心 氏

参加人数 63名（医師、看護師、その他）

第2回

開催日 令和2年11月19日（木）

形式 オンライン型

内容 「ごっくん飲み込み大丈夫？在宅での嚥下ケア」

三重大学医学部附属病院 リハビリテーション部

言語聴覚士 上田 有紀人 氏

看護部 摂食嚥下認定看護師 田中 萌 氏

参加人数 60名（医師、看護時、その他）

第3回

開催日 令和3年2月23日（火・祝）

形式 オンライン型

内容 「口腔ケアについて」

〈講演1〉

「がん治療における口腔ケアの重要性」

三重大学医学部附属病院

がんセンター長 中瀬 一則 氏

〈講演2〉

「三重県歯科衛生士会の活動紹介

～多職種連携における歯科衛生士会の働き～」

三重県歯科衛生士会 副会長 松岡 陽子 氏

〈講演3〉

「医科歯科連携における歯科医師の役割と現状」

三重県歯科医師会 常務理事 福森 哲也 氏

参加人数 130回（医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等）

5 医科歯科連携啓発リーフレット・ポスターの配布

〈周術期〉

リーフレット「周術期の口腔ケアはあなたの命を守ります 周術期の口腔健康管理」

ポスター「周術期の口腔ケアはあなたの命を守ります」

配布先 医療機関（医科・歯科）、市町

配布部数 リーフレット：42,370部、ポスター：2,150部

〈糖尿病〉

リーフレット「知っていますか？糖尿病と歯周病の深い関係」の配布

配布先 医科医療機関、糖尿病患者、行政機関等

配付部数 41,160部

リーフレット「からだの健康は歯と歯ぐきから」の配布

配付先 糖尿病と歯周病の関連調査対象者

配付部数 1,060部

〈妊婦〉

リーフレット「妊婦歯科健診を受けましょう」の配布（再掲）

配付先 産婦人科医会会員医療機関、妊婦

配付部数 3,880部

6 地域包括ケア歯科医療従事者養成講座

開催日 令和3年1月24日（日）

場所 三重県歯科医師会館

内容 「口腔機能の発達と医療的ケア児の口腔健康管理」

昭和大学歯学部スペシャルニーズ口腔医学講座

口腔衛生学部門 教授 弘中 祥司 氏

参加人数 41名（歯科医師、歯科衛生士、行政職等）

《 成 果 》

医療関係者を対象に医科歯科連携に係る研修を実施し、多職種が協働する中での歯科の役割や症例に応じた歯科治療、口腔ケア等に関する知識の普及を図りました。

周術期における適切な口腔ケアや歯科治療に関するリーフレットを作成し、適切な口腔ケア等を行うことが合併症の予防や入院期間の短縮につながることを啓発しました。

《 今後の方向性 》

患者の療養生活の質の向上を図るため、医療関係者を対象とした多職種連携による医療提供体制に関するオンライン研修を実施します。

医科歯科連携による効果的な医療が提供されるよう、医科歯科連携に係るリーフレットやポスターを活用した啓発を行います。

(4) 在宅歯科保健医療における対策

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	119機関	141機関	○
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	301機関	282機関	◎
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	485件	904件	×

《 現状と課題 》

在宅療養支援歯科診療所数は119機関、在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関は301機関です。

地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会11か所に地域口腔ケアステーションを整備しています。地域口腔ケアステーションでは、地域における調整役として配置しているサポートマネージャーを中心に、医療、介護関係者との連携を図り、在宅における効果的な歯科保健医療サービスを提供する体制整備を進めているところです。

地域口腔ケアステーションにおける医療、介護関係者等との連携件数は485件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅訪問歯科診療の依頼が減少しました。適切な歯科治療や口腔ケア等を中長期的に受けることができない場合、在宅療養者の歯科口腔保健に影響を及ぼす可能性が考えられます。

在宅歯科医療を必要とする患者が、継続的に歯科保健医療サービスを受けられるよう、医療機関や地域包括支援センター等と地域口腔ケアステーションの連携体制のさらなる充実が必要です。

《 令和2年度の取組 》

1 地域包括ケアシステム構築会議

(1) 三重県三師会幹事会

開催日 令和2年9月17日(木)

場所 三重県歯科医師会館

内容 意見交換

出席者 8名(県医師会役員、県歯科医師会役員、県薬剤師会役員等)

(2) 地域口腔ケアステーション運営連絡協議会

形式 書面開催

内容

- ・コロナ禍における地域口腔ケアステーションの運営について
- ・他職種との連携について
- ・ネットワーク会議の人選について

・オンライン研修会について
出席者 各地域口腔ケアステーション担当者、サポートマネージャー、県歯
科医師会、県行政

2 地域包括ケアネットワーク調査

口腔ケアステーションに関するアンケート調査

対 象 郡市歯科医師会

内 容 ・サポートマネージャーの配置状況調査
・地域口腔ケアステーションにおける連携件数・連携内容
・在宅歯科医療実施歯科診療所数

3 地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議（4か所：7回）

〈鈴鹿歯科医師会〉

開 催 日 令和2年7月29日（水）

場 所 鈴鹿歯科医師会

内 容 ・口腔ケアステーション運営現状
・鈴鹿中央病院のコロナウイルスによる患者受入状況
・コロナウイルス状況下の訪問診療

参加人数 6名（鈴鹿歯科医師会、口腔ケアステーション、鈴鹿中央病院）

〈松阪地区歯科医師会〉

第1回

開 催 日 令和3年1月13日（水）

場 所 松阪歯科センター

内 容 ・口腔ケアステーション現状報告（活動自粛による訪問口腔ケアの件
数減少等）
・行政（松阪市）からの報告
・今後の活動について（感染症対策と訪問口腔ケアについて、口腔
ケア中止と発熱・肺炎発生率、認知症と歯周病の関係などのデー
タ分析について） 等

参加人数 10名（松阪地区歯科医師会、口腔ケアステーション、行政（松阪
市））

第2回

開 催 日 令和3年3月1日（月）

場 所 松阪歯科センター

内 容 ・口腔ケアステーション現状報告
・行政からの報告・令和3年度運営方針 等

参加人数 10名（松阪地区歯科医師会、口腔ケアステーション、行政（松阪

市))

〈伊勢地区歯科医師会〉

第1回

開催日 令和2年11月10日(火)
場所 伊勢地区歯科医師会館
内容 ・伊勢地区在宅医療・介護連携推進協議会報告
・訪問歯科診療リーフレット配付について 等
参加人数 8名(伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部)

第2回

開催日 令和3年2月15日(月)
場所 伊勢地区歯科医師会館
内容 ・新型コロナウイルスの対策と影響
・令和3年度口腔ケアステーションの運営について
参加人数 8名(伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部)

〈伊賀歯科医師会〉

第1回

開催日 令和2年6月4日(木)
場所 伊賀市ゆめポリスセンター
内容 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防・口腔ケアの必要性
・行政の取組 等
参加人数 12名(伊賀歯科医師会、名賀医師会・名張在宅医療支援センター、伊賀市社協、伊賀市地域包括支援センター、名張市地域包括支援センター、行政(伊賀市、名張市))

第2回

開催日 令和3年2月4日(木)
場所 伊賀市ゆめポリスセンター
内容 ・新型コロナ禍の各団体の取組と啓発の可動
・訪問診療の困り事 等
参加人数 11名(伊賀歯科医師会、名賀医師会・名張在宅医療支援センター、伊賀市地域包括支援センター、名張市地域包括支援センター、伊賀市社協福祉サービス事業部、名張市社協介護支援課、口腔ケアステーション、行政(伊賀市、名張市))

4 地域口腔ケアステーション連携推進伝達講習会(4か所:4回)

〈四日市歯科医師会〉

開催日 令和2年4月9日(木)

場 所 四日市歯科医師会館
 内 容 ・ 各地域ケア会議報告
 ・ 口腔ケアステーション活動報告
 ・ 訪問歯科診療対応診療所名簿更新
 ・ 新型コロナウイルス感染症に対する会務や委員会などの方針
 ・ 四日市羽津医療センターとの医科歯科連携
 (周術期患者における口腔管理) 等
 参加人数 15名 (歯科医師、歯科衛生士)

〈松阪地区歯科医師会〉

開 催 日 令和2年11月18日 (水)
 場 所 松阪歯科センター
 内 容 ・ 松阪市の在宅医療・介護連携推進のための取組
 ・ 介護施設内における救急搬送の現状と課題
 ・ 成年後見制度、おかえり SOS ネットワークまつさか
 ・ インフルエンザ流行期に備えた体制整備 等
 参加人数 23名 (歯科医師、歯科衛生士)

〈伊勢地区歯科医師会〉

開 催 日 令和3年3月23日 (火)
 場 所 伊勢地区歯科医師会事務所
 内 容 ・ 伊勢地区在宅医療・介護連携推進協議会報告
 ・ 令和2年度口腔ケアステーション報告
 ・ コロナ対策
 参加人数 14名 (歯科医師)

〈伊賀歯科医師会〉

開 催 日 令和2年6月10日 (水)
 場 所 名張市保健センター
 内 容 ・ 新型コロナウイルス感染予防と口腔ケア
 ・ 名張市市民講座
 ・ 伊賀市介護予防 DVD 作成
 参加人数 13名 (歯科医師)

5 地域口腔ケアステーションサポートマネージャーの配置 (9か所: 13名)

桑員歯科医師会 2名 (歯科衛生士、事務職)
 四日市歯科医師会 2名 (歯科衛生士)
 鈴鹿歯科医師会 1名 (歯科衛生士)

津歯科医師会	1名（事務職）
松阪地区歯科医師会	3名（歯科衛生士）
鳥羽志摩歯科医師会	1名（事務職）
尾鷲歯科医師会	1名（歯科衛生士）
南紀歯科医師会	1名（歯科衛生士）
伊賀歯科医師会	1名（歯科衛生士）

6 在宅訪問歯科医療機器の整備

- 対 象 者 郡市歯科医師会および地域口腔ケアステーション体制整備事業に協力し
在宅歯科医療を実施する医療機関33か所
- 内 容 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費に対する1/2補助

7 在宅歯科医療機器の貸し出し

- 携帯型歯科用ユニットかれんETタイプ
松阪地区歯科医師会 貸し出し回数10回

《 成 果 》

地域口腔ケアステーションに配置しているサポートマネージャーを中心に、地域の医療、介護関係者との連携を図りました。

4か所の地域口腔ケアステーションにおいて、在宅における歯科保健医療サービスの提供等に関する会議を7回開催し、地域口腔ケアステーションと地域の医療、介護関係者等との連携体制の充実を図りました。

地域の医療、介護に関する会議や研修に出席した4か所の地域口腔ケアステーションの担当者が講師となり、伝達講習会を4回開催し、担当者と歯科医療関係者との情報共有を図りました。

地域口腔ケアステーションに協力する歯科医療機関33か所に対して、訪問歯科医療機器の整備を行い、より多くの在宅歯科医療の依頼に対応できる体制の構築を図りました。

《 今後の方向性 》

在宅歯科医療を必要とする患者に安定した歯科保健医療サービスが提供できるよう、医療機関や地域包括支援センター等と地域口腔ケアステーションの連携を図ります。

地域口腔ケアステーションにサポートマネージャーを配置し、医療、介護関係者との連携による効果的な歯科保健医療サービスの提供を推進します。

(5) 災害時における歯科保健医療対策

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	17市町	29市町	○

《 現状と課題 》

県歯科医師会と共に作成した「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき、安否確認訓練、情報伝達訓練等を実施し、平時から大規模災害発生時を想定した対応の確認を行っています。

17市町において、郡市歯科医師会との災害協定が締結されています。大規模災害発生時における歯科医療救護活動や歯科保健医療に対応する連携体制を確保するため、郡市歯科医師会と災害協定を締結する市町が増加することが望まれます。

大規模災害発生時における歯科保健医療の提供体制を確保するため、歯科医療機関等の被災状況の情報収集や共有、支援活動の調整、犠牲者の身元確認、応急歯科治療、避難所での口腔ケア等を行う人材を養成することが必要です。

《 令和2年度の取組 》

1 歯科保健医療災害対応担当者会議

- 開催日 第1回 令和2年5月7日(木)
第2回 令和3年2月25日(木)
- 場所 三重県歯科医師会館
- 内容 ・災害時歯科保健医療提供体制整備事業について
・安否確認システムにおけるメールアドレス登録状況について
- 出席者 第1回 20名(県歯科医師会役員)
第2回 31名(県歯科医師会役員、郡市歯科医師会長)

2 安否確認システムを活用した防災訓練の実施

- 開催日 第1回 令和2年4月1日(水)
第2回 令和2年8月3日(月)
第3回 令和2年11月10日(火)
- 内容 ・安否報告
・医療救護等協力可否報告

3 地区別災害時対応検討会(5か所:5回)

〈四日市歯科医師会〉

- 開催日 令和2年4月9日(木)
場所 四日市歯科医師会館

- 内 容
- ・災害時の歯科保健体制等に関する研修会（県歯開催）の伝達講習
 - ・備蓄品確認、今後必要となる備蓄品
（地震による大規模災害だけでなく、感染症の世界的蔓延を考慮）
 - ・検案に協力できる人員の確保

参加人数 9名（歯科医師）

〈鈴鹿歯科医師会〉

開催日 令和2年11月15日（日）

場 所 鈴鹿市立天栄中学校

内 容

- ・災害医療班訓練での反省点及び改善点について

参加人数 4名（歯科医師）

〈松阪地区歯科医師会〉

開催日 令和2年9月6日（日）

場 所 リモート開催（パブリックビューイング：松阪歯科医師会事務所）

内 容 「自分たちが被災した時、地区歯科医師会としてはどうすればいいのか～被災事例と共に考えよう～」

東京医科歯科大学 中久木康一氏

- ・全会員を対象に連絡網の普及
- ・各委員の共通LINE
- ・小学校区別に会員の地域支援担当者配分（配属）決定
- ・三師会相互連携の枠組み
- ・震度にそった各会員の活動指針の決定

参加人数 61名（歯科医師、歯科衛生士、県行政、その他）

〈伊勢地区歯科医師会〉

開催日 令和3年2月19日（金）

場 所 伊勢地区歯科医師会館

内 容

- ・危機管理特別委員会報告
- ・会員支援（災害時の救済制度、安否確認、被災会員支援）等

参加人数 6名（歯科医師）

〈伊賀歯科医師会〉

開催日 令和2年7月8日（水）

場 所 名張市保健センター

内 容

- ・口腔関連 QOL との関連項目
- ・他科との連携について

参加人数 14名（歯科医師）

《 成 果 》

災害時における対応が確実なものとなるよう、県歯科医師会の会員を対象とした安否確認システムを活用した安否報告や医療救護協力可否報告等の訓練を3回実施しました。

郡市歯科医師会5か所において、災害時の対応に関する検討会を各1回開催し、それぞれの地域に応じた連携体制等が構築できるよう検討を行いました。

《 今後の方向性 》

平時からの備えとして、「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づく訓練を実施します。

大規模災害発生時における歯科医療救護活動や歯科保健医療を担う人材を養成するため、歯科医師や歯科衛生士等を対象とした研修を実施します。

郡市歯科医師会と災害協定を締結する市町が増加するよう、会議等の場を通じて市町へ働きかけを行います。

(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策

《 現状と課題 》

歯科医療機関がない無歯科医地区や、無歯科医地区に準じる地区では歯科医療機関への通院が困難な状況にあります。

生涯を通じて歯と口腔の健康を保持増進するには、歯と口腔の健康づくりに関する知識の習得や定期的な歯科受診、歯科疾患が重症化する前の歯科治療により、歯と口腔の自己管理を確立することが必要です。

《 令和2年度の取組 》

1 無歯科医地区における口腔ケア教室

開催日 令和2年10月22日(木)

場所 鳥羽市立神島保育所

内容 「むし歯のないお口でおいしく食べよう」
県歯科医師会 理事 山本 英志 氏
県歯科衛生士会 木村 由加子 氏
木下 宏美 氏

参加人数 14名(入所児、保護者)

《 成果 》

無歯科医地区である神島の保育所において、歯科疾患の予防に関する講話や歯みがき指導、歯科の視点からの食育として、噛む、味わう、飲み込むなどの食べ方に関する指導を行いました。

《 今後の方向性 》

歯科医療機関への通院が困難な住民へ歯科保健指導を実施します。

無歯科医地区等においても在宅歯科医療を必要とする患者が、継続的に歯科保健医療サービスが利用できるよう、地域口腔ケアステーションの活用方法を周知します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理

《 現状と課題 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、三重県口腔保健支援センターにおいて事業の企画、立案、実施、評価を行っています。

歯科保健施策の推進にあたっては、関係機関・団体等の代表者からなる三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会の意見をふまえ、毎年度、計画の進捗状況について確認を行うとともに進行管理を行っています。

また、県や市町の歯科口腔保健の取組状況等を把握し、集約したものを報告書として作成・情報提供しています。

歯科口腔保健施策を推進するためには、市町、関係機関・団体等の関係者間での歯科口腔保健の現状や課題について共通認識を持ち、課題解決に向けた取組について合意形成を図ることが重要です。

《 令和2年度の取組 》

1 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会の開催

第1回

開催日	令和2年8月20日(木)
形式	オンライン型
内容	・「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)」について ・令和2年度歯科保健推進事業について ・「みえ歯と口腔の健康づくり条例」改正について
出席者	8名(委員)

第2回

開催日	令和3年1月28日(木)
形式	オンライン型
内容	・「みえ歯と口腔の健康づくり条例」改正について ・令和3年度歯科保健推進事業(案)について
出席者	11名(委員)

2 「三重の歯科保健」の作成

市町の歯科口腔保健に係る取組状況や、県内の歯科口腔保健推進状況を集約し、報告書「三重の歯科保健」として作成、市町、関係機関・団体等に配布しました。

部数 約300部

《 成 果 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、三重県口腔保健支援センターが実施している歯科口腔保健推進事業の現状等について、三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会で協議し、今後の事業の方向性について検討を行いました。

歯科保健の取組が進むよう、市町職員、県保健所職員を対象とした健康づくり担当者会議において、歯科保健の現状や課題に係る認識の共有を図りました。

県内の歯科保健の現状等を集約した報告書「三重の歯科保健」を、市町や関係機関・団体等に配布し、情報提供を行いました。

市町の実情に応じた歯科口腔保健の取組が進むよう、協力依頼のあった市町等へ専門的助言や技術的支援を行いました。

医科歯科連携の推進やフレイル対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。

《 今後の方向性 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく施策を効率的に推進していくため、PDCAサイクルにより継続的に業務の改善を図ります。

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会や歯科保健担当者会議を通じて、県内外の歯科口腔保健の状況等について情報共有するなど、歯科口腔保健の取組に対する理解と協力が得られるよう、市町や関係者・団体等の関係者へ働きかけを行います。

令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の内容を反映させるため、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の一部改定を行います。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

《 現状と課題 》

令和2年度において、行政機関に勤務する歯科医師と歯科衛生士は、本県に3名、9市町に11名です。

歯科口腔保健施策に関する事業の企画、立案、実施、評価を行うための人材として行政機関への歯科医師や歯科衛生士の配置が望まれます。

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

地域の歯科保健活動に積極的に関わる意志のある歯科衛生士を「みえ8020運動推進員」として登録を行っています。

国や県が実施する調査等の結果をもとに、計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、計画の評価を行う必要があります。

歯科保健技術職員配置状況

	常勤職員数 (人)		非常勤職員数 (人)	
	歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
市 町	—	8	1	2
三 重 県	2	1	—	—
計	2	9	1	2

令和2年4月1日現在

出典：三重県健康推進課調査

歯科保健医療従事者数

	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技工士 (人)	人口10万対 歯科医師数 (人)	歯科医師1人当 歯科衛生士数 (人)	歯科医師1人当 歯科技工士数 (人)
三重県	1,176	2,032	522	65.7	1.73	0.44
桑員区域	123	227	56	56.7	1.85	0.46
三泗区域	232	370	83	61.5	1.59	0.36
鈴亀区域	141	235	68	57.2	1.67	0.48
津区域	221	372	95	79.9	1.68	0.43
伊賀区域	95	158	44	57.5	1.66	0.46
松阪区域	141	314	75	65.5	2.23	0.53
伊勢志摩区域	181	313	78	80.2	1.73	0.43
東紀州	42	43	23	62.3	1.02	0.55

出典：歯科医師 厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」

歯科衛生士、歯科技工士 三重県「平成30年度医療従事者届」

《 令和2年度の取組 》

1 三重県立公衆衛生学院における歯科衛生士養成

令和2年度卒業生 29名

第30回歯科衛生士国家試験合格率 100%

2 みえ8020運動推進員登録システム運営（再掲）

対 象 県内に在住する地域歯科保健活動に参加意志のある歯科衛生士

内 容 ・みえ8020運動推進員の登録
・みえ8020運動推進員の養成
・みえ8020運動推進員の活用

3 歯科医療安全に関する検討委員会

三重県歯科医師会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第1回

開 催 日 令和2年4月16日（木）

場 所 三重県歯科医師会館

参加人数 10名（県歯科医師会役員）

内 容 「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針について」

第2回

開 催 日 令和2年6月11日（木）

場 所 三重県歯科医師会館

参加人数 9名（県歯科医師会役員）

内 容 「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針（第二版）作成について」

4 歯科医療安全管理研修会

第1回

形 式 ハイブリット形式（来場型＋動画配信）

開 催 日 令和2年12月10日（木）

配信期間 令和2年12月10日（木）～17日（木）

会 場 三重県歯科医師会館

内 容 講習①「接触感染が院内感染の最大90%?! 今日からできる感染予防策
セミナー」

株式会社ジーシー 三島 藍 氏

講習②「三重県歯科医師会医療管理委員会 最近のトピックス」

三重県歯科医師会常務理事 林 尚史 氏

参加人数 57名（来場型）、動画再生回数 講習①430回・講習②493回

第2回

形 式 ハイブリット形式（来場型＋オンライン型）
 開 催 日 令和3年2月14日（日）
 場 所 三重県歯科医師会館
 内 容 「H I V感染者の歯科医療について」
 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院
 副病院長 歯科・口腔外科診療科長 丸岡 豊 氏
 参加人数 150名（来場型26名、オンライン型124名）

5 食支援担当者会議

日 時 令和2年5月21日（木）
 場 所 三重県歯科医師会館
 内 容 ・食と健康フォーラムについて
 ・今後取り組むべき食支援について
 出席者 13名（歯科医師会、栄養士会、協会けんぽ、歯科衛生士会、教育委員会、看護協会、介護支援専門員協会、県健康推進課）

6 食と健康フォーラム

配信期間 令和3年3月4日（木）～3月11日（木）
 形 式 オンライン型
 内 容 「ミールラウンドにおける職種ならではの気づきと介入」
 演 題 「健康長寿を支える食べる機能」
 藤田医科大学七栗記念病院歯科 講師 金森 大輔 氏
 事例発表 「～歯科衛生士の視点から～口腔内のチェックすべきところ」
 藤田医科大学七栗記念病院歯科歯科衛生士 坂口 貴代美 氏
 「介護老人保健施設における食支援～介護支援専門員の立場から～」
 三重県介護支援専門員協会副会長
 介護支援専門員 小川 竜司 氏
 「急性期病院における食支援～看護師の立場から～」
 鈴鹿中央総合病院
 摂食・嚥下障害看護認定看護師 北川 晶子 氏
 「在宅療養者の食べる支援～管理栄養士の立場から～」
 認定栄養ケア・ステーションみえ中勢
 在宅栄養専門管理栄養士 千歳 泰子 氏
 「多職種視点によるミールラウンド
 ～言語聴覚士における食事評価の視点～」
 花の丘病院リハビリテーション科言語聴覚士 朝倉 敬博 氏
 参加人数 192名（参加申込者数）、動画再生回数 501回

《 成 果 》

三重県立公衆衛生学院の卒業生全員が国家試験に合格し、県内の歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

歯科医師を対象に歯科医療機関における感染症対策に係る研修を実施し、安全で質の高い歯科医療提供体制の構築を図りました。また、研修には、新型コロナウイルス感染症に関する内容を盛り込み、安心安全な歯科受診が可能となるよう、歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りました。

《 今後の方向性 》

三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成します。

また、離職している方やキャリアアップを考えている方を対象に研修を実施し、地域歯科保健活動に携わる歯科衛生士を養成します。

より安全な歯科医療が提供されるよう、歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修を実施します。

(3) 関係機関・団体等との連携

《 現状と課題 》

歯科口腔保健は、県民の生涯にわたる健康増進に深く関わっていることから、歯科口腔保健施策を効果的に展開できるよう、市町、関係機関・団体等と連携しながら推進することが重要です。

県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町における歯科口腔保健の推進に関する条例の制定や基本計画の策定が望まれます。

県民一人ひとりが歯と口腔の健康に対する関心を高め、歯と口腔の健康づくりの実践に取り組むよう、「歯と口の健康週間（6月4日～10日）」、「いい歯の日（11月8日）」、「8020推進月間（11月）」等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健の重要性を広く啓発する必要があります。

《 令和2年度の取組 》

- 1 「歯と口の健康週間（6月4日～10日）」における啓発
期 間 ①令和2年6月1日（月）～6月26日（金）
②令和2年6月8日（月）～6月12日（金）
場 所 ①県立図書館
②県民ホール
内 容 ・ 歯と口の健康週間ポスターの掲示
・ 歯科口腔保健ポスターの掲示
・ 歯科口腔保健リーフレット・チラシ・歯ブラシの配布

- 2 「いい歯の日」(11月8日)、「8020推進月間」(11月)における啓発
期 間 令和2年11月6日（金）～12月4日（金）
場 所 県立図書館
内 容 ・ いい歯の日・8020推進月間チラシ・歯ブラシの配布
・ 歯科口腔保健ポスターの掲示
・ 歯科保健リーフレット・チラシの配布

《 成 果 》

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健の重要性について広く啓発を行いました。

《 今後の方向性 》

県民の歯科口腔保健の保持増進につながるよう、関係機関・団体等と連携し、効果的な歯科保健対策に取り組みます。

歯と口腔の健康づくりに取り組む県民の意欲が向上するよう、歯科口腔保健の重要性や口腔ケアについて広く啓発します。

県民の歯科口腔保健が推進するよう、市町における歯科口腔保健の条例の制定や基本計画の策定等の支援、歯科口腔保健の取組に関する専門的助言や技術的支援を行います。

參考資料

みえ歯と口腔の健康づくり条例

平成二十四年三月二十七日
三重県条例第四十二号

改正 令和 三年 三月二三日三重県条例第
一一号

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条一第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条一第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「はちまるにいまる八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「くわ歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第百三号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員

の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 二 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 三 妊娠期から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 四 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
- 五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
- 六 スポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関すること。
- 七 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関すること。
- 八 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関

すること。

九 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者等がフレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関すること。

十 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。

十一 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。

十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関すること。

十三 医科歯科等の連携の推進に関すること。

十四 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関すること。

十五 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。

一部改正〔令和三年条例一一号〕

（基本計画）

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（調査）

第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に

関する実態の調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十三日三重県条例第十一号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画

1 概要

(計画期間)

平成30年度から令和4年度までの5年間

(構成)

第1章「基本方針」

条例に定める歯科口腔保健施策を展開することにより、健康格差を縮小し、健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざすことを示します。

第2章「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題」

みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の主な評価と課題を示します。

第3章「歯と口腔の健康づくりの目標」

県民の歯と口腔の健康の向上と、いつでも歯科健診などを受けられる環境の整備をめざす42項目の評価指標を示します。

第4章「歯と口腔の健康づくり対策の推進」

乳幼児期から高齢期までのライフステージ別、障がい児(者)の対策、医科歯科連携による疾病対策、在宅歯科保健医療における対策、災害時における歯科保健医療対策、中山間地域等における歯科保健医療対策の現状と課題、施策の方向を示します。

第5章「歯と口腔の健康づくりの推進体制」

推進体制と進行管理、人材育成、資質の向上と調査・研究等、関係機関・団体等との連携を示します。

2 評価指標と目標値の達成状況

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	87.6%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	173か所	180か所	○
3	12歳児でむし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	67.6%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	25市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.6%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	4.3%	4.4%	◎
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	4.3%	4.5%	◎
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	22.8%	23.0%	◎
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	—	80.0%	—
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	—	32.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口の外傷を受けた子どもの人数	187人 (平成28年度)	161人	177人	◎
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	—
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	22市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	—
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	—
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	—
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	—
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	—
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	—
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	—	90.0%	—
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	25社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	28市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	4市町	23市町	×
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	—	65.0%	—

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	—	54.0%	—
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	—	57.3%	—
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	—	86.7%	—
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	—	75.0%	—
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	153機関	155機関	○
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	457人	500人	○
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	—
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	—	70.0%	—
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	16市町	29市町	×
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	9.0%	6.8%	×
36	研修等に参加しているみえ歯トネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	77人	90人	○
37	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	280人	318人	○
38	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	155人	193人	○
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	119機関	141機関	○
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	301機関	282機関	◎
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	485件	904件	×
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	17市町	29市町	○

みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

発行 令和3年〇月

三重県医療保健部健康推進課

(三重県口腔保健支援センター)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL : 059-224-2294 FAX : 059-224-2340

E-mail : kenkot@pref.mie.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/>